

品川区在宅介護支援センター運営事業実施要綱

制定	平成 3 年 4 月 3 日	要綱第 26 号
改正	平成 4 年 7 月 1 日	要綱第 82 号
改正	平成 5 年 3 月 26 日	要綱第 20 号
改正	平成 6 年 3 月 18 日	
改正	平成 10 年 12 月 1 日	要綱第 10 号
改正	平成 11 年 3 月 25 日	要綱第 26 号
改正	平成 11 年 7 月 6 日	
改正	平成 16 年 4 月 1 日	
改正	平成 21 年 3 月 31 日	要綱第 213 号
改正	平成 22 年 4 月 1 日	要綱第 77 号
改正	平成 24 年 6 月 1 日	要綱第 186 号
改正	平成 26 年 8 月 29 日	要綱第 104 号
改正	平成 26 年 10 月 9 日	要綱第 132 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 275 号
改正	平成 27 年 11 月 19 日	要綱第 499 号
改正	平成 28 年 1 月 15 日	要綱第 5 号
改正	平成 29 年 11 月 10 日	要綱第 143 号
改正	平成 31 年 3 月 11 日	要綱第 40 号

(目 的)

第 1 条 在宅介護支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、品川区統括在宅介護支援センターおよび 13 地区の日常生活圏域ごとに配置した地区在宅介護支援センターにおいて、在宅の要援護高齢者もしくは要援護となるおそれのある高齢者および心身に障害のある者（以下「要介護高齢者等」という。）またはその家族および親族（以下「家族等」という。）に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、在宅の要介護高齢者等およびその家族等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・医療、福祉サービス（介護保険を含む。）が総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整の便宜を供与する等の地域のトータルケアサービスを充実することによって、地域の要介護高齢者等ならびに家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は品川区とする。ただし、第 4 条第 2 号に規定する在宅介護支援センターについては、社会福祉法人または民間事業者等に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 在宅介護支援センターを利用することができる者は、区内に住所を有するおむね 65 歳以上の要介護高齢者等およびその家族等とする。

(在宅介護支援センターの設置)

第 4 条 この事業を円滑に実施するために、次の在宅介護支援センターを設置する。

(1) 品川区統括在宅介護支援センター

(2) 地区在宅介護支援センター

(実施場所)

第5条 品川区統括在宅介護支援センターの事業は、品川区統括在宅介護支援センター条例(平成12年3月28日条例第22号)第1条に定める場所において実施する。

2 地区在宅介護支援センターの事業は、品川区統括在宅介護支援センター条例施行規則(平成12年3月31日規則第43号)第2条別表に定める場所において実施する。

(品川区統括在宅介護支援センターの事業内容)

第6条 品川区統括在宅介護支援センターは、関係機関等との密接な連携のもと、次に掲げる業務を行う。

(1) 地区在宅介護支援センターの統括および支援を行うこと。

(2) 適切な居宅サービス計画等の作成に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 居宅サービス事業者および居宅介護支援事業所への支援・助言を行うこと。

(4) 高齢者虐待への対応および成年後見制度の利用等、要介護高齢者等の権利擁護に関する支援・助言を行うこと。

(5) 地区在宅介護支援センターにより把握された要介護高齢者等の心身状況およびその家族等の情報を集約すること。

(6) 必要に応じ、保健福祉サービス利用情報等を地区在宅介護支援センターに提供すること。

(7) 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供およびその積極的な利用について啓発を行うこと。

(8) 在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により総合的に応じること。

(9) 要介護高齢者等の家族等からの相談または民生委員および関係機関からの連絡を受けた場合、これらの者の居住地を担当区域とする地区在宅介護支援センターと連携を図るとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。

(地区在宅介護支援センターの事業内容)

第7条 地区在宅介護支援センターは、関係機関等との密接な連携のもと、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域の要介護高齢者等の心身の状況およびその家族等の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等の評価を行うこと。

ただし、これらが既に居宅介護支援事業所によって行われている要介護高齢者等であって地区在宅介護支援センター自らが実態把握、ニーズ評価等を行う必要がない場合には、居宅介護支援事業所から当該情報を得ることで差し支えない。

(2) 各種の保健福祉サービスおよび介護保険サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供およびその積極的な利用について啓発を行うこと。

- (3) 在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により総合的に応じること。
- (4) 地域の要介護高齢者等またはその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行（区等への申請書の提出）等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。
- (5) 公的保健福祉サービス、介護保険制度等の円滑な適用に資するため、個別の要介護高齢者等およびその家族等（原則として担当区域内の者に限る。）に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容および実施状況、サービス利用意向ならびに今後の課題等を記載した品川区アセスメント表および相談記録表等（以下「サービス基本台帳」という。）を整備すること。
- ただし、これらが既に居宅介護支援事業所によって行われている要介護高齢者等であって地区在宅介護支援センター自らが実態把握、ニーズ評価等を行う必要がない場合には、居宅介護支援事業所から当該情報を得ることで差し支えない。
- (6) 要介護高齢者等の家族等からの相談または民生委員からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。
- (7) 品川区統括在宅介護支援センターの職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員および民生委員との情報交換を行うとともに、民生委員相互の情報交換の場における必要な支援等、民生委員との日常的な連絡調整に努めること。
- (8) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員よりソーシャルワーク援助の依頼があった場合に、これに応ずるよう努めること。
- (9) 高齢者の地域における自立した生活を支援するため、介護予防教室や転倒骨折予防教室、認知症介護者教室等を開催するとともに、必要なサービス等の利用（例えば、家族介護者に対するサービスや介護保険制度の福祉用具・住宅改修等）に関する相談に応じ、助言を行うこと。
- (10) 要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるよう支援すること。
- (11) 介護サービスのほか、各種の保健・福祉サービス、地域住民によるボランティア活動等の各サービスの内容や特徴、場所等を把握し、地域の高齢者や介護支援専門員等に情報提供すること。

また、介護サービスの利用者および事業者に対し、契約の手続きや留意点等について周知するとともに、契約に関する相談に応じること等により、介護サービスに係る適正な契約の普及を図ること。

（事業の実施）

第8条 地区在宅介護支援センターは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設しているか、または特別養護老人ホーム等による後方支援体制（以下「併設施設等」という。）が地域の实情

に応じて確保されていることを原則とする。

- 2 地区在宅介護支援センターは、夜間等の緊急の相談等に備え、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の取扱い等の対応手順を、併施設設等および消防署等の関係機関と協議の上、定めるものとする。
- 3 地区在宅介護支援センターは、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。
- 4 地区在宅介護支援センターは、相談を受けた場合等は、速やかに必要な活動を展開するものとする。
- 5 地区在宅介護支援センターは、サービスの実施に当たっては、相談を受けた要介護高齢者等およびその家族等の介護ニーズ等の評価、援助計画の策定、経過観察、ニーズ等の再評価を行うため、地域の保健・医療、福祉の関係機関等の実務担当者で構成する地区ケア会議等を実施するものとする。
- 6 地区在宅介護支援センターは、サービス基本台帳を適切に管理し、継続的支援、適正なサービスの実施を図るものとする。
- 7 地区在宅介護支援センターの窓口および訪問による相談については、原則として午前9時から午後7時まで業務を行うものとする。ただし、夜間等の緊急の相談等に備えるため、電話による相談業務については、併施設設等との連携の下に24時間対応の体制を採るものとする。
なお、窓口および訪問による相談については、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日、および1月1日から1月3日の間、ならびに12月29日から12月31日の間は業務を行わないことができる。
- 8 併施設設等は、緊急時において当該施設で実施している在宅サービス等の利用が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

（職員の配置）

第9条 この事業を行うため、地区在宅介護支援センターに管理責任者を配置するとともに、次の各号に掲げる職種のうち、いずれか1人以上の常勤の職員を配置するものとする。

- (1) 社会福祉士等のソーシャルワーカー
- (2) 保健師
- (3) 看護師
- (4) 介護福祉士
- (5) 介護支援専門員

2 前項に規定する職員の配置にあたっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせて配置することが望ましい。

（職員の責務）

第10条 地区在宅介護支援センターの職員は、要介護高齢者等およびその家族等の

プライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地区在宅介護支援センターの職員は、この事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会および異職種従事者との交流等あらゆる機会を捉え、サービス基本台帳の整備、個別サービス計画の策定およびソーシャルワーク等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

(事業実施状況の調査)

第 11 条 品川区統括在宅介護支援センターは、地区在宅介護支援センターに対し、この事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、定期的な事業実施状況に係る報告書の提出を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

(利用料)

第 12 条 在宅介護支援センターの利用は、原則として無料とする。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 3 年 3 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年11月27日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年12月25日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。